⑵　入札保証金及び契約保証金　免除
⑶　入札の無効　本公示に示した指名されるために必要な要件を満たさない者のした入札、参加表明書に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
⑷　手続きにおける交渉の有無　無
⑸　契約書作成の要否　要
⑹　関連情報を入手するための照会窓口　上記４⑴に同じ。
⑺　詳細は入札説明書による。

6　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Mitsuhiro Nishimoto Deputy Director-General of Shikoku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
⑵　Classification of the services to be procured : 42
⑶　Subject matter of the contract : Survey on deteriorated shore protection facilities at Port of Muya and another
⑷　Time-limit to express interests by electronic bidding system : 4 : 00 P.M. 23 April 2010 (by bringing or registered mail : 4 : 00 P.M. 23 April 2010)
⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 2 : 00 P.M. 28 June 2010 (by bringing or registered mail : 2 : 00 P.M. 28 June 2010)
⑹　Contact point for tender documentation : Kunihiro Inoue, Accounting and Procurement Division, General Affairs Department, Shikoku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 3―33 Sunport Takamatsu City, Kagawa-Pref 760―8554 Japan TEL 087―811―8304 FAX 087―811―8404

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））

次のとおり参加表明書等の提出を招請します。
平成 22 年４月 13 日
首都高速道路株式会社
代表取締役社長　佐々木克已

◎調達機関番号　420　◎所在地番号　13
１　業務概要
⑴　品目分類番号　42
⑵　業務名　首都高速道路保全情報管理運用業務（平成22年度）
⑶　業務内容　本業務は、土木構造物及び付属施設物の各種点検及び工事等に関するデータを収集・照査・解析し、首都高速道路株式会社保有の保全情報管理システムに記録されている保全情報（構造、点検、補修・補強、更新、資産価格）及び管理用図書を適切に更新し、管理運用するものである。
さらに、保全情報管理システムを用いた補修計画検討等を実施して、効率的な業務の推進を行うものである。
なお、対象範囲については、具体的な記述がある場合を除き、西東京管理局、東東京管理局及び神奈川管理局管内とする。
おもな作業内容は次のとおりである。
①　巡回点検データ管理
②　定期点検台帳管理
③　補修台帳管理
④　構造物台帳管理
⑤　管理資料更新
⑥　しゅん功データ管理運用
⑦　点検補修履歴解析
⑧　補修計画資料作成
⑷　履行期間　平成22年７月１日から平成23年６月30日まで
⑸　その他　本業務は、提出された参加表明書、技術提案書及び見積書（以下「参加表明書等」という。）を審査した結果、技術提案書の評価点が最高の者であり、かつ、業務規模として定めた金額の範囲内で有効な見積書を提出した者を契約の相手方として特定する公募型プロポーザル方式（標準タイプ）（政府調達協定対象）の対象業務である。
２　参加資格
⑴　首都高速道路株式会社契約規則実施準則（平成17年準則第18号）第８条の規定に該当しない者であること。
⑵　首都高速道路株式会社における平成21・22年度一般競争（指名競争）参加資格の「その他土木設計」の認定を受けているものであること。
⑶　参加表明書の受領期限の日から見積書開封のときまでに、当社から競争参加停止措置準則（平成17年準則第22号）に基づく競争参加停止を受けている者ではないこと。
⑷　業務実施上の条件
①　法人に必要とされる業務の実績
当該業務に参加を希望する法人は、平成12年度以降に首都高速道路株式会社（民営化前を含む。以下同じ。）又は各高速道路会社、公社、官公庁もしくは独立行政法人における道路構造物についての保全情報（構造、点検、補修・補強、更新、資産価格）の管理運用業務及びアセットマネジメントのシステム開発・運用に関して完了した実績を有すること。なお、当該実績について、首都高速道路株式会社（民営化前を含む。）が発注した業務における調査設計業務成績認定通知書の総合評定点が60点未満のものを除く。
②　予定管理技術者に必要とされる要件
ⅰ）技術資格
技術士［建設部門（道路）］、技術士［建設部門（鋼構造及びコンクリート）］もしくは、これと同等の能力と経験を有する技術者又はＲＣＣＭ（道路）もしくはＲＣＣＭ（鋼構造及びコンクリート）を有する者とする。なお、外国資格を有する技術者（わが国及びＷＴＯ政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の法人に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はＲＣＣＭ相当との国土交通大臣認定を受けている必要がある。
ⅱ）業務実績
下記に示される「同種又は類似業務」を、平成12年度以降に完了した業務において、１件以上の実績を有さなければならない。なお、当該実績について、首都高速道路株式会社（民営化前を含む。）が発注した業務における調査設計業務成績認定通知書の総合評定点が60点未満のものを除く。
同種業務：首都高速道路株式会社における道路構造物の保全情報（構造、点検、補修・補強、更新、資産価格）の管理運用業務及びアセットマネジメントのシステム開発・運用
類似業務：各高速道路会社（首都高速道路株式会社を除く。）、公社、官公庁又は独立行政法人における道路構造物の保全情報（構造、点検、補修・補強、更新、資産価格）の管理運用業務及びアセットマネジメントのシステム開発・運用
３　技術提案書の評価基準
⑴　技術提案書による評価
①　予定管理技術者及び予定担当技術者（以下「配置予定技術者」という。）の技術資格
②　配置予定技術者の同種・類似業務の実績
③　配置予定技術者の手持ち業務量
④　配置予定技術者の公的機関からの表彰経験
⑵　配置予定技術者からのヒアリングによる評価
①　ヒアリング対象者
ⅰ）予定管理技術者
②　評価項目
ⅰ）専門技術力
ⅱ）業務への取組み姿勢
ⅲ）質問に対する応答性
４　手続等
⑴　担当部署
首都高速道路株式会社　西東京管理局　総務・経理グループ　荻原　康成　〒102―0093 東京都千代田区平河町二丁目16番３号　８階ＴＥＬ：03―3264―8394
⑵　技術提案書作成要領及び現場説明書の交付期間、場所及び方法
①　交付期間：平成22年４月13日（火）から平成22年４月23日（金）までの毎日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条に規定する行政機関の休日を除く。以下同じ。）、10時から15時まで（12時から13時までの時間を除く。）。
②　場所：上記⑴に同じ。
③　方法：無償にて直接交付する。
⑶　参加表明書の提出期限、提出場所及び提出方法
①　提出期限：平成22年４月23日（金）15：00まで。
②　提出場所：上記⑴に同じ。
③　提出方法：持参又は郵送（書留郵便に限る。）による。
⑷　上記２の参加資格を確認し、平成22年４月28日（水）にその結果を書面にて通知する。技術提案書及び見積書（以下「技術提案書等」という。）の提出要請を受けた者のみ技術提案書等を提出できるものとする。